

住宅改修 Q&A

(住宅改修等)

1	質問 (Q)	市外で介護認定を受けている方が可児市に転入予定。現在の住居環境では生活困難なため事前に住宅改修を行いたいが可能か。
	回答 (A)	可能である。ただし、支給は可児市に住民票を移してからとする。
2	質問 (Q)	現在、ロングショートを利用している方が、月に1回程度、病院への受診のため自宅へ帰る。そのために住宅改修をすることは可能か？
	回答 (A)	住宅改修は、在宅者の生活を支援するサービスであるため、自宅での生活の実態があるか等を考慮して判断する。病院の受診の際に一時的に自宅を寄っているということでは、自宅で生活されているわけではないため、対象外となる。
3	質問 (Q)	ひざの痛みにより、便座の立ち座りが難しい。今の洋式便座だと低いため、より高さのある洋式便座に交換したいが可能か。
	回答 (A)	可能である。和式便器から洋式便器への交換に限らず、洋式便器から洋式便器への交換の場合であっても、身体状況に合わせた改修工事であれば可能である。
4	質問 (Q)	障子に手すりをつけるのは良いか。
	回答 (A)	動いてしまい危険があるものや家具等への取り付けは対象外とする。
5	質問 (Q)	自宅の隣に事務所があり、自宅のトイレだけでなく、事務所のトイレを使うこともあるが、手すりの取り付けについて、事務所のトイレも介護保険の対象となるか。
	回答 (A)	主たる住居である自宅の住宅改修は認められるが、主たる住居ではない事務所は認められない。
6	質問 (Q)	和式から洋式への便器の取り換えについて、室内以外に室外にもトイレがあり、そちらの便器を取り換えたいが介護保険の対象となるか。
	回答 (A)	主に利用するトイレ1台だけが対象となる。

住宅改修 Q&A

7	質問 (Q)	段差の解消により、既存の扉が合わなくなることで扉の取替えは対象工事となるか。
	回答 (A)	対象工事である。しかし、扉の取替えは現在のもと同じ形状とすることが条件となる。押戸から引き戸への変更や折戸へ変更する場合は、扉の変更が必要であることを理由書に記載していただく必要がある。
8	質問 (Q)	事前申請の時点で要介護または要支援だった被保険者が、工事完了前に認定更新をむかえ、要介護にも要支援にも認定されなかった場合、給付の対象となるか。 (支給の判断基準(介護認定の有無)は、事前申請時点と完了時点どちらか)
	回答 (A)	支援または介護認定をうけた方が使用するための改修を対象とした給付なので、工事完了時点(＝使用開始時点)で介護認定のない場合は、支給の対象とならない。 事前申請から完了予定日までの間に認定期間の終了日が到来し、介護認定からはずれる可能性がある場合は、更新の結果を確認してから申請をしていただきたい。
9	質問 (Q)	浴室での転倒の危険がある場合等において、手すりの取り付けや床面の変更をユニットバスにすることによって行いたい。介護保険の対象となるか。また対象となる場合は見積書や提出書類はどのようにすればよいか。
	回答 (A)	改修が必要な理由が記されており、それぞれの改修工事に係る費用が見積書に算出されていれば給付対象となる。改修工事の算出について、金額が明らかに適正でないと考えられるものについては、確認をさせていただくが、国や県で具体的な按分方法が示されているわけではないので、あくまで施行業者にさせていただくものとなる。 また、改修前の写真に完成後の書き込みをすることが困難であると思われるので、ユニットバスの全体像が分かるパンフレットや完成予想図の添付をしていただくのが望ましい。
10	質問 (Q)	洗濯物を干すために居室の外側にウッドデッキを造り、居室窓から外へ出る際の段差を解消することは、介護保険の対象になるか。
	回答 (A)	何もなかったところにウッドデッキを造るということは、増設ということになる。新設や増設は介護保険の対象として認められていないため、対象外である。

住宅改修 Q&A

11	質問 (Q)	玄関から畑へ移動するときに、その動線に手すりを取り付けることは、介護保険の対象になるか。
	回答 (A)	車への移動や洗濯といった日常生活上の移動であれば対象となるが、畑や花壇の水やりといった趣味の範疇となるものは対象外である。
12	質問 (Q)	住宅改修が必要な理由書を作成する人は、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員以外に認められているのか。
	回答 (A)	<p>【令和6年5月20日より適用】</p> <p>原則、介護支援専門員又は介護予防サービス計画を作成する地域包括支援センター職員(以下、ケアマネジャー等という)が作成する。</p> <p>ただし、介護(予防)サービスの利用がなく、担当のケアマネジャー等がない場合は、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者が作成することも可能である。</p> <p>なお、上記の資格を有する者が理由書を作成する場合は、理由書の提出に加え、資格証の写し及び所属する事業所の身分証の写しを提出する必要がある。</p>